

令和元年度地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活をおくるため、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中心据え日常生活圏域ごとの支援体制を推進する。

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。

市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C Aサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。

2. 介護予防の推進

要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。

高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、「住民主体の通いの場づくり」を推進する。

3. 認知症施策の推進

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを図る。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。

また、総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

6. 高齢者の権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。

8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターかたりあい 管理者名： 阿部 満

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 年1回 年2回 年度内	○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化を図る。 ○システムや電子会議室、メールを活用し、センター内で速やかな情報共有を図る。 ○地域行事やサロン、会議の場を利用し、パンフレット等を活用し広く周知を図る。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	隨時 随时 随时 定期 随时	○生活支援CN・推進担当者等連携し、独自事業(なり元気塾)の活用や百歳体操等の情報提供をし、通いの場づくりに努める。 ○自立支援型地域ケア会議に参加し、多職種による助言、ケアプラン点検結果報告書等をマネジメントに活かす。 ○研修への参加、自主研修等を継続し、個別性に配慮したマネジメントを心がける。また、法人内で総合事業に関する情報交換を定期的に行うとともに、委託事業所と連携したマネジメントに努める。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポートー養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポートー養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	隨時 随时 随时 年6回 毎月 随时 随时 随时 随时	○オレンジサポートの会や関係機関と協力して認知症サポートー養成講座を開催し、地域への周知啓発を図る。 ○医療機関への情報提供、認知症認定看護師と連携し、早期受診や退院時支援を含めた迅速な個別相談対応を心がける。また、初期集中支援チーム等関係者との協力を継続する。 ○地域住民や関係機関と連携し、認知症カフェ開催の協力と周知に努める。	隨時 随时 随时
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随时 年2回	○地域での取り組みや事例を通じ、生活支援コーディネーター等との地域課題の把握や情報共有に努め、併せて地域関係者や関係機関との連携強化を図る。 ○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。 ○把握した地域課題等を集約し、市介護保険計画策定や介護予防事業に活用されるよう提言する。	隨時 随时 随时

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p> <p>④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上)</p>	随時 随時 随時 年1回	<p>○センター内での情報共有と連携を密に行い、専門職種が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。</p> <p>○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。</p> <p>○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。</p> <p>○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて相談窓口の周知を行う。</p>	随時 随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p>	通年 毎月	<p>○月1回事例検討会を実施する。対応中の事例や終結事例について検討や振り返りを行い、対応力の向上を図る。</p> <p>○地域のサロン等において高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用について普及、啓発をする。</p>	月1回程度 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	随時 1回 1回 随時 通年	<p>○事業所訪問等を実施し、地域包括支援センターの周知を図り、事業所との連携を強化する。</p> <p>・介護支援専門員に対して相談窓口の周知</p> <p>・支援困難事例等マニュアルの活用方法周知</p> <p>○介護支援専門員スキルアップ研修と、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修、ケアプラン点検等の企画運営を行い、資質向上を図る。</p>	随時 通年
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認</p> <p>②地震、風水害などの災害時の支援</p>	随時 通年	<p>○各地域、町内会等における防災体制及び支援体制等について把握する。</p> <p>○センター内での災害時の対応方法を確認し、迅速な対応に努める。</p>	随時 随時

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名:

地域包括支援センターなえづ

管理者名:

南波紀子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進歩管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 随時 年1回 年2回 年度内</p>	<p>○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化を図る。</p> <p>○システムや電子会議室、メールを活用し、センター内で速やかな情報共有を図る。</p> <p>○地域行事やサロン、会議の場を利用し、パンフレット等を活用し広く周知を図る。</p>	随時 随時 通年
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施（内部会議）</p>	<p>随時 随時 随時 定期 随時</p>	<p>○地域に合わせ、独自事業の活用や百歳体操等情報を提供し、地域活動や社会参加に役立てる。</p> <p>○多職種による助言、ケアプラン点検結果報告書等をマネジメントに活かす。地域課題の把握、関係者での共有を心がけ、課題解決に活用する。</p> <p>○研修への参加を継続し、情報整理・理解のうえ個別性に配慮したマネジメントを心がける。法人内で総合事業に関する情報交換を定期的に行う。</p>	随時 随時 通年
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えるながら、認知症の連絡箇の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアバスの活用 ③認知症連絡箇の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用</p>	<p>随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時</p>	<p>○地域の進歩状況に合わせた事業の開催協力、周知、勧奨、個別相談等を継続し、学校や企業等を含めた地域への周知啓発を図る。</p> <p>○ケアバス活用や、初期集中支援チーム等関係者との協力、医療機関への情報提供、認知症認定看護師と連携し、早期受診、退院時支援、介護者支援等を継続する。</p>	随時 通年
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築を進める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>4/16 随時 年2回</p>	<p>○地域での取り組みや事例を通じ、生活支援コーディネーター等との地域課題の把握や情報共有に努め、併せて地域関係者や関係機関との連携強化を図る。</p> <p>○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。</p> <p>○把握した地域課題等を集約し、市介護保険計画策定や介護予防事業に活用されるよう提言する。</p>	通年 随時 通年

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。 ④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上)	隨時 隨時 隨時 年1回	○センター間での情報共有と連携を密に行い、専門職種が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。 ○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。 ○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて相談窓口の周知を行う。	通年 隨時 隨時 通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	○地域のサロン等において高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用について普及、啓発を図る。 ○事例検討会を実施し、対応中や終結事例について検討や振り返りを行うことで、対応力の向上を図る。	通年 毎月
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	隨時 1回 1回 隨時 通年	○小規模の居宅介護支援事業所訪問を実施し、地域包括支援センターの体制や機能周知を図り、事業所との連携を強化する。 -介護支援専門員の相談窓口の周知 -支援困難事例等マニュアルの活用方法の周知 ○介護支援専門員スキルアップ研修、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修を企画運営し、資質向上を図る。 ○ケアプラン点検と介護支援専門員と協働で行い、ケアマネジメントの質の向上を図る。	隨時 2回 隨時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	隨時 通年	○各地域、町内会等における防災体制及び支援体制等について把握する。 ○地域の実情に合わせて関係機関との連携に努め、ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報を更新する。	隨時 通年

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターくしひき 管理者名： 工藤愛子

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 随時 年1回 年2回 年度内</p>	<p>○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化を図る。</p> <p>○適切な相談対応ができるよう法人3包括間の連携と定例会議内で研修を実施し資質向上を図る。</p> <p>○電子会議室やメールを活用し、3包拠内で速やかな情報共有を図る。</p> <p>○地域行事やサロン、会議の場を利用し、パンフレット等を活用し広く周知を図ると共に、庁舎との連携を密にして迅速な相談対応を行う。</p>
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)</p>	<p>随時 随時 随時 定期 随時</p>	<p>○生活支援コーディネーターや推進担当者等と連携し、地域の進捗状況に合わせ、独自事業の活用や百歳体操の情報を共有し、住民主体のサービスBや通の場つくりの後方支援を行っていく。</p> <p>○多職種による助言、ケアプラン点検結果報告書等をケアマネジメントに活かす。</p> <p>○研修参加の継続及び伝達研修も積極的に行なながら、個別性に配慮したマネジメントに心がける。</p> <p>○法人内で総合事業に関する情報交換を定期的に行う。</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	<p>認知症センター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症センター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 隨時 隨時	○東西南の3小学校、市立中学校、山添高校で認知症センター養成講座の開催を行い、更なる地域への周知啓発を図る。 ○状況に応じて医療機関への情報提供や認知症認定看護師と連携し、早期の受診、退院時支援や介護者支援を継続していく。 ○徘徊SOSや見守りネットつるおかなど住民や関係者への事業周知を継続し、関係機関と連携しながら迅速な対応を継続していく。	随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年2回	○地域ケアネットワーク会議は、地域課題を共有しやすいよう更に小単位で開催し、事例を通じ地域課題の把握と情報共有に努め、地域関係者や関係機関との連携強化を図る。 ○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。 ○把握した地域課題等を集約し、市介護保険計画策定や介護予防事業に活用されるよう提言する。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p> <p>④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上)</p>	隨時 隨時 隨時 年1回	<p>○法人内3包括での情報共有と連携を細やかに行い、専門職種が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。</p> <p>○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。</p> <p>○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。</p> <p>○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて相談窓口の周知を行う。</p>	隨時 随时 随时 随时
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p>	通年 毎月	<p>○事例検討会を実施し、対応中の事例や終結事例について検討や振り返りを行い、対応力の向上を図る。</p> <p>○地域のサロン等において高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用について普及、啓発を図る。</p>	月1回 随时
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	隨時 1回 1回 隨時 通年	<p>○事業所訪問や介護保険事業所と医療機関との情報交換会を実施し、地域包括支援センターの周知と連携の強化を図る。</p> <p>○支援困難事例等マニュアルの活用方法周知を行い、居宅介護支援事業所からの相談には関係機関と連携し解決に向け支援する。</p> <p>○介護支援専門員スキルアップ研修と、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修の企画運営、ケープラン点検への参加により資質向上を図る。</p>	隨時 随时 通年
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認</p> <p>②地震、風水害などの災害時の支援</p>	隨時 通年	<p>○各地区における防災体制及び支援体制等について把握する。</p> <p>○地域の実情に合わせて関係機関との連携に努め、ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報を更新し公開する。</p>	隨時 随时

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターつくし 管理者名: 長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 年1回 年2回 年度内	①他地域包括支援センターでの事例をもとに、相談の支援方法を再検討し、スキルアップを図る。 ②対応した事例に対して振り返りカンファレンスを行う。 ③職員の資質向上のために研修会へ参加し伝達講習等により知識の共有を図る。	月1回 随時 随時
2. 介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	随時 随時 随時 定期 随時	①地域における住民主体の通いの場づくりのために、担当地区保健師及び住民と連携を図り健康講座等の企画・運営を積極的に行う。 ②要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の状況を確認し、委託先の居宅介護支援事業所と連携を図り、生活機能の改善を実現するための適切なサービスの調整や介護予防事業へ繋げる。	随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	①介護予防教室で、認知症予防講座を行い、正しい情報を伝え専門医またはもの忘れ相談医への早期受診へ案げる。 ②認知症高齢者及びその家族に対し、適切な支援が受けられるよう認知症関連事業の普及啓発に努める。	随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年2回	①地域の実情に合わせた互助の仕組みづくりを支援し、関係機関と情報共有を図る。 ②地域の住民主体の通いの場等に年間を通して参加し、活動の課題等を把握する。 ③地域の支え合い活動を把握し、情報発信等を行う。 ④地域ケアネットワーク会議を学区・地区社会福祉協議会と連携し開催、地域の課題について共通認識を図る。 ⑤地域ケア推進担当者間で情報共有を図り、助け合いの仕組みづくりを支援していく。 ⑥自立支援型地域ケア会議を通して、地域の課題を把握し情報共有を図る。 ⑦地域ケア個別会議を随時行い、地域住民同士の助け合いの輪を広げる。	随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p> <p>④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上)</p>	随時 随時 随時 年1回	<p>①関係機関と連携、情報共有を図り、協働での対応に努め課題の解決に取り組む。</p> <p>②担当地区民生児童委員の定例会へ参加し、連携強化を図る。</p> <p>③地域ケア推進担当者間で相談事例の共有を図り、地域の課題を把握する。</p> <p>④障害者相談支援事業所と情報共有を図っていく。</p> <p>⑤子に障害等のある世帯及び高齢者世帯へ訪問し、要援護高齢者の早期発見に努め継続的支援を行う。</p>	随時 毎月 上半期 上半期
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p>	通年 毎月	<p>①地域ケアネットワーク会議等において、相談対応事例の報告やパンフレットを活用しながら、成年後見制度の周知を行う。</p> <p>②成年後見制度に関する講座を開催し、利用促進を図る。</p> <p>③民生児童委員の定例会や一人暮らし等の会食交流会へ参加し、高齢者虐待防止と消費者被害防止等についての周知を行う。</p> <p>④介護保険サービス未利用者の実態把握を行う。</p>	随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①指定介護予防ケアマネジメント業務を委託している居宅介護支援事業所との意見交換を行い、情報を共有し相談しやすい関係づくりを図る。	下半期
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時 通年	①市の災害対策マニュアルを確認 ②担当地区的防災体制について情報収集を行い、防災マップの確認を行う。 ③民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ④災害対策マニュアルを年度末更新する。	上半期 上半期 隨時 下半期

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 健楽園地域包括支援センター 管理者名: 佐藤 規子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 隨時 年1回 年2回 年度内	・地域包括支援センターの三職種の専門研修、外部研修への積極的参加。 ・センター内研修、定期的な事例検討の他適宜事例検討を実施。 ・学区担当制で職員を配置し、相談に対し適切な対応ができるようセンター内で情報共有する。 ・鶴岡市の運営方針をふまえ事業を行い、事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検を行う。 ・多くの機会をとらえ、地域包括支援センターの周知を行う。	隨時 毎月 年8回(事例検討) 年1回 通年
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	隨時 隨時 隨時 定期 隨時	・第一学区、第四学区の地域住民に対し一般介護予防講座を開催し住民主体の健康づくりの啓発に努める。 ・介護予防講座拡大を図る為前年度おこなっていない町内会で開催できるよう働きかける。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し専門職の意見から介護予防の視点を学びマネジメントに活かす。 ・生活支援コーディネーター、関連機関と連携して地域の通いの場づくり、いきいき百歳体操立ち上げに向け支援していく。	7月～11月 隨時 隨時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	・認知症サポーター養成講座開催を地域に働きかけ開催につなげる。また、地域ケア推進担当者と地域の関係機関と連携し小学校で開催する。 ・認知症の方と家族にとって居心地の良い居場所作りと情報交換の場としての交流を目的に認知症カフェを開催する。 また、認知症ケアの体制作りや情報発信の拠点となるように努める。 ・認知症または認知症と疑われる高齢者が適切な医療・介護につながるよう、認知症初期集中支援事業の啓発等相談に対応する。 ・認知症の相談に認知症ケアパス、オレンジ手帳、連絡箋を積極的に活用する。 地域の機関や認知症サポーター養成講座等で認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの利用を啓発し、早期対応、発見につなげる。 ・地域ケア個別会議等を通して、認知症や支援の必要な独居高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制を整備し、高齢者にとって住みやすい地域作りに努める。	年4回 月1回 随時 随時 隨時 隨時 隨時 隨時 通年
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会への参加	4/5 随時 随時 年2回	・地域ケア推進担当者会議を計画的に開催し、地域課題の把握、事業の進め方を協議し、個別ケースにおいては情報共有を図り必要に応じてチームで検討する。 ・地域ケア個別会議や1学区、4学区それぞれの地域課題を把握しネットワークの構築・連携の強化を図る。 ・医療と介護の連携研修会へ参加し多職種と顔の見える関係作りを構築し業務へつなげる。	月1回 通年 年2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報を共有する。 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・各種研修に参加し専門職としての資質向上に努め、センター内ではチームとして検討、関係機関とはそれぞれの役割を理解し連携を図る。 ・民協定例会において、情報交換、情報共有し要援護者の情報、相談が入りやすいようする。 ・地域に出向いた際、総合相談窓口としてのPR、周知活動を行う。	通年 随時 通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	・鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しを通して、成年後見制度、高齢者虐待対応、消費者被害防止等を正しく理解し、高齢者の尊厳ある生活を維持できるよう支援する。 ・民協定例会においては成年後見制度利用促進、高齢者虐待防止、消費者被害予防の早期発見の啓発を行う。 ・地域サロンなど機会あるごとに、消費者被害予防及び成年後見制度活用の啓発を行う。 ・センター内においては虐待事例、困難事例の検討会を適宜行い、また専門職研修に参加し資質向上を図る。	通年 随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・担当地域の居宅介護支援事業所を訪問し、地域や介護支援専門員の課題の把握に努める。また、情報交換等を行い連携の強化に努める。 ・居宅介護支援事業所からの支援困難ケースの対応は、マニュアルに沿って関係機関と連携し、解決に向けて支援する。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し、地域の課題、介護支援専門員の課題の把握に努める。	12月 通年
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・各関係機関と連携を図り、支援体制について共有する。 ・多くの機会をとらえ、地域住民と顔の見える関係を作り、要援護者の把握に努める。 ・災害時の安否確認と避難の支援、その後の支援	通年 発生時

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 永寿荘地域包括支援センター 管理者名： 清和ゆう

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 年1回 年2回 年度内</p>	<p>①包括外部の研修会参加や包括内部の伝達研修を実施し職員の資質向上を図る。 ②3職種がチームとして関わり、包括内でケース検討しながら、必要な関係機関と連携を図り適切な相談支援を行う。 ③民協の定例会など地域関係機関に足を運び、顔の見える関係構築に努める。 ④ホームページでセンター情報の公開をする。また地域に出向き、ちらし等を使用して、地域包括支援センターの周知活動を継続的に行う</p>	<p>随時 通年 随時 通年</p>
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)</p>	<p>随時 随時 随時 定期 随時</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施、及び委託ケースのマネジメント支援 ②サロンの立ち上げに向けた取り組みや介護予防講座の実施を抜け、地域に通いの場を増やす取り組みをする。(サロン活動等の後方支援) ③自立支援型地域ケア会議で事例提供し、各自のマネジメント力の向上に努める。また、他ケアマネ事例の会議を傍聴することで専門職のアドバイスを参考に委託ケースの自立支援を促す。 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施に向け、研修等に参加し、委託ケアマネに伝達できるように包括職員の資質向上を図る。</p>	<p>通年 通年 随時 随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箇の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箇の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	隨時 随时 随时 年6回 毎月 随时 随时 随时 随时 随时	①地域で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識習得と対応力をアップすることで地域内での早期発見・支え合う地域づくりに繋ぐ。(福祉学習等の働きかけを行う。) ②認知症ケアパスについて包括内で活用方法を再確認し、効果的な活用を勧める ③認知症等の連絡箇を活用し、医療に繋ぐことで早期発見、早期治療に繋ぐ。 ④認知症を理解する教室・認知症カフェなど必要に応じ参加推薦することで認知症の人や家族の正しい病気理解や在宅生活の継続の方法として役立ててもらう。 ⑤包括で支援困難と判断したケースは早期に初期集中チームに繋ぎ適切なアドバイスの元、支援を行う。 ⑥認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの活用(地域の方へ周知する) ⑦認知症の人や家族の個別相談を受ける際には認知症関連の事業等の紹介をしながら、個別に支援を検討し、地域で安心して暮らし続けるために迅速に対応をする。 ⑧認知症地域支援推進員の活動の支援と協力を図る。	随时 8月 随时 随时 随时 随时 随时 随时 随时 随时
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随时 年2回	①地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、課題の把握や情報交換、個別ケースの検討を行う。 ②学区社協や地区社協と連携し地域ケア会議や地域ケアネットワーク会議を開催し、地域のネットワーク構築のための支援を継続して行うため、地域への働きかけを行う。(コーディネーターとも連携する) ③地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議で検討する個別課題を通して、地域課題の把握に努め、課題解決に向け、必要な地域支援を行う。 ④医療と介護の連携研修会等に参加する。	月1回・適宜 随时 随时 年2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者情報共有。 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。 ④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康新たん対応力向上)	随時 随時 年1回	①関係機関と連携・情報共有を図り、協働した対応を行う。 ②地域包括支援センターのちらしを配布し、周知活動を継続する。地域の三者会議に参加できるように働きかける。 ③民生委員と情報共有しながら地域に潜在している要援護者の把握に努め、早期対応ができるようにする。また学区や地域の会食会で独居者の実態の把握をしながら、異常の早期発見や対応、また介護予防に繋ぐ。	通年 通年 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	①高齢者虐待事例の勉強会を包括内で行い、資質向上を図り、虐待等の早期発見・対応に繋ぐ。 ②社会福祉士が参加する外部研修を内部で伝達研修として行い、様々な制度や関係機関の役割・機能について学び、専門知識を深める。 ③一人暮らしの会食交流会や地域のサロン等で消費者被害防止について周知を行う。	通年 通年 通年
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所や小規模多機能の介護支援専門員、マネジメントに必要なスキルアップ研修や情報提供を行なながら困難な場面でもすぐに相談できる関係性をつくる。主任ケアマネ不在の事業所訪問・相談 ②支援困難ケースはマニュアルを活用し、関係機関と連携しながら解決に向け、介護支援専門員の後方支援を行う。 ③自立支援に向け委託ケースマネジメントの資質向上に取り組む。 ④担当圏域内の居宅の困難ケースの事例検討を通してケアマネの資質向上を図る	随時 随時 プラン変更時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報を収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時 通年	①担当地域の災害時避難場所の確認と周知(サロン等で周知を行う) ②市で行う支援方法を再度確認、マニュアルの見直しが必要かを検討する。	通年 随時

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 鶴岡西地域包括支援センター 管理者名： 佐藤 瑞紀

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容・時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 隨時 年1回 年2回 年度内	・包括内部、外部研修への参加を積極的に行い、センター職員としての資質向上に取り組む。 ・職員個々が活動計画に伴う具体的な業務内容を定め、評価点検を行いながら達成できるよう努める。 ・市の運営方針を指針とし、センター内の評価点検を行う。 ・センターの取組みや周知は、法人広報や地域回覧、ブログ等、あらゆる機会を活用する。	隨時
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	隨時 隨時 隨時 定期 隨時	・住民の集う場へ積極的に出向き、介護予防の普及啓発や「通いの場」等の立ち上げ勧奨支援を生活支援コーディネーターと情報共有しながら行う。また、地域住民や関係団体、関係機関と連携し、要支援者の早期発見に努める。 ・自立支援型地域ケア会議の場を活用し、個のケアマネジメント力の向上に努める。 ・担当地域内の地域資源やインフォーマルサービスやサービスB.Cの活用等も含め、個々の対象者にあわせて自立支援にむけたケアマネジメントに努める。	隨時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随时 随时 随时 年6回 毎月 随时 随时 随时	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア推進担当者と連携しながら、様々な機会や世代間を通して、認知症サポーター養成講座を開催できるように働きかける。 情報連絡箋とケアパスの活用。 認知症患者家族が相談しやすいように地域ケア推進担当者で情報共有し、役割分担しながらアプローチする。 認知症徘徊SOS登録事業の支援。 オレンジ手帳の活用についてセンター内で共有する。 認知症初期集中支援事業の参加。 認知症地域支援推進員としての活動内容を検討しながら、キャラバンメイトの市民団体と連携する。 担当地域で開催している認知症カフェの運営協力をし、カフェのあり方の検討や住民への周知必要性の検討を行う。 	隨時
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随时 年2回	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターを含む各担当区地域ケア推進担当者会議を開催し、地域ケアネットワーク構築の進捗状況や地域課題の把握や検討を行う。 地域ケア個別会議から個の課題解決と地域の課題を把握し、地域住民と情報共有する。 小単位圏域での地域ケアネットワーク会議、住民座談会等の開催働きかけを行う。 担当地域の地域課題を生活支援コーディネーターと共有し、地域住民が暮らしやすい支援体制づくりを構築する。 	随时

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。 ④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康新たん対応力向上)	随時 随時 随時 年1回	・多様な相談に対して、チームで情報共有や検討を行いながら、適切な関係機関につなぐ等の連携をはかる。 ・民協定例会に出席し、要援護高齢者の情報共有・支援を迅速に行う。 ・担当圏域の様々な方面に向けてセンターの周知をはかり、地域住民の身近な総合相談窓口の拠点を目指す。	随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	・支援困難な相談に対応できるよう、専門職の研修会開催し、資質向上を図る。 ・担当区の民生委員や地域の関係機関、介護サービス事業所に高齢者虐待や権利擁護の周知や研修会を積極的に行い、高齢者の権利擁護のための支援を行う。 ・駐在所や関係機関と連携し、消費者被害や虐待等の権利擁護関連の情報共有や周知を行う。	随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・専門職定例会に参加し、個別ケースや事例検討から介護支援専門員のニーズを把握し、関係機関の社会資源の情報を提供し連携体制構築に努める。 ・担当地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行っている事例検討や会議等の情報集約し、包括に対するニーズを把握し、介護支援専門員との連携のあり方を検討する。 ・事業所に訪問し、担当圏域の介護支援専門員と相談しやすい関係づくりに努める。 ・支援困難事例については、課題の把握を的確に行い、相談票を用いてサポート内容を検討しながら相談に対応する。 ・適切な助言ができるように、日頃の情報収集や研修会等に参加し、資質向上を目指す。	随時 6月
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・ 通年	・災害時に安否確認が必要な要援護者の検討と台帳作成。 ・法人全体で取り組んでいる災害時BCP(事業継続計画)の内容確認。 ・担当圏域のハザードマップを事業所内に提示し、災害時の避難経路の確認をする。 ・各地域の避難訓練や災害対応時の要援護者への安否確認等の支援体制のあり方を地域と共有し、センターの連携や情報提供のあり方を検討する。	必要時

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターふじしま 管理者名： 小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容・時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。</p> <p>地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 隨時 年1回 年2回 年度内	①外部の研修会への積極的な参加 ②法人、センター内の勉強会・事例検討、研修の報告等常に情報と知識の共有を図る。 ③毎朝のミーティングでケースの情報共有と検討を行う ④全戸配布の広報発行で情報発信 ⑤法人のホームページを活用し情報発信	隨時 隨時 毎日 7月・2月 隨時
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	隨時 隨時 随时 定期 随时	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②介護予防教室の積極的開催と拡大 ③自立支援型地域ケア会議への参加 ④生活支援コーディネーターと連携し、通いの場作りの宣伝と支援 ⑤介護予防に関する研修会の開催	随时 随时 7月・1月 随时 未定

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	①認知症に対する個別相談対応 ②認知症サポーター養成講座の開催 ・公開講座 ・個別依頼 ③認知症関連事業の情報提供 ④認知症連絡箋等の活用 ⑤認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかの情報提供と活用	随時 5月・11月 随時 随時 随時 随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年2回	①つながり会議（推進担当者会議）開催 ②ふじしま地域ケア会議開催 ③地域ケア個別会議の開催 ④生活圏域毎の地域ケアネットワーク会議 ⑤医療介護連携研修会等への参加 ⑥生活支援コーディネーターと連携	毎月 毎月 随時 7月・11月 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け付ける専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。 ④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上)	随時 随時 随時 年1回	①各種相談の受付とチームによる迅速な対応 ②民協定例会や地域ケア会議にて情報共有 ③多方面にセンターの周知を図り相談支援につなげる	毎月 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	①広報発行や地域活動を通じ権利擁護の普及啓発を行う ②関係各機関との連携、協働による要援護者の支援	随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①困難事例等介護支援専門員の相談対応 ②個別ケア会議の開催による介護支援専門員への支援 ③居宅介護支援事業所に対する情報提供 ④事例検討会の開催	随時 随時 随時 10月
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時 通年	①災害時の要援護者の安否確認 ②実働に応じた災害時マニュアルの作成	随時 通年

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターはぐろ 管理者名： 長南 くに子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 年1回 年2回 年度内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複合的で多様な相談にも対応できるよう研修には積極的に参加する。参加後はセンター内で伝達講習を行う。 相談には各専門職性を生かし、チームで解決にあたる。訪問は複数で行き、それぞれの視点でアセスメントを行いチームで課題解決向けた方針を設定し支援にあたる。 法人目標管理シートにて、職員個々の達成すべき目標を設定し自己研鑽に努める。 法人の広報紙を活用し地域包括支援センターの周知活動を行う。 	随時 随時 7月まで設定 随時
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になるとを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)</p>	<p>随時 随時 定期 随時</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者、事業対象者の自立支援に資したマネジメントを実施する。的確な給付管理を行う。 地域に出向きサロンや老人クラブ等で介護予防の啓発を行う。 自立支援型地域ケア会議では、阻害要因を分析し積極的に専門職の意見を伺いマネジメント力の向上を努める。 	随時 随時 年2回

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時 随時	・認知症サポーター養成講座を開催し、住民に認知症の理解を得られるようにする。 ・認知症の相談には、認知症ケアパスガイドブック等を用いてわかりやすく説明する。 ・認知症連絡箋を活用し、早期に受診するよう働きかける。 ・徘徊が心配される方には、「ほっと安心」見守りネットつるおかを説明し登録を促す。 ・地域で認知症カフェが開催できるよう足掛かりをつくる。 ・認知症初期集中支援事業に関し、支援対象に該当する場合は早急に繋ぎ支援方法の助言をいただく。	通年 通年 通年 通年 11月まで 随時
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年2回	・地域ケア推進担当者会議は定期的に開催し、地域課題の把握と情報交換を行う。 ・生活支援コーディネーターと一緒に、地域ケアネットワーク会議を開催し各機関との連携強化を図る。民生委員改選期により密な関係性を構築する。 ・支援困難ケースなどは地域ケア個別会議を開催し、早期の課題解決に向け多職種でかかわり支援にあたる。	原則毎月 年4回 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。 ④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上)	隨時 隨時 隨時 年1回	・羽黒庁舎相談のワンストップ化により、市民福祉課、社協羽黒福祉センターと協力し相談業務にあたる。 ・多問題を抱える相談に対しては、担当機関と情報共有を図り、役割を明確にし場合によっては共同で支援にあたる。 ・民生委員定例会等には、積極的に参加し情報の共有を図る。 ・羽黒地域のこころ健康づくり応援団事業に参加し、団員と連携し周知活動をする。	随時 随時 通年 通年
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める	通年 毎月	・鶴岡市虐待対応・権利擁護業務の手引きの改訂作業に参加し、更なる制度の理解に努める。 ・虐待発生時は、関係機関と連携しながら迅速に対応する。 ・介護予防講座や民生委員定例会において、消費者被害防止について啓発する。	11月まで 発生時 開催時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	隨時 1回 1回 隨時 通年	・介護支援専門員の相談については、随時対応し課題解決に向けて支援する。 ・居宅介護支援の事例検討会に参加し、地域の介護支援専門員と連携できるよう関係構築する。 ・支援困難事例は地域ケア個別会議を開催し、関係機関と連携しながら介護支援専門員の支援にあたる。	随時 会議開催時 通年
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	隨時 通年	・一人暮らし、高齢者世帯訪問時は緊急連絡カードを確認する。 ・災害時に備え、要援護者台帳、防災マップは執務室の台帳棚に整理しておく。 ・羽黒庁舎市民福祉課、総務企画防災担当と連携し災害発生時の役割を確認する。	通年 通年 通年

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターあさひ 管理者名： 難波 琴

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回 年1回 年2回 年度内</p>	<p>○各種の研修会に積極的に参加し資質向上を図る。 ○相談にはチームで関わり、必要時は関連機関と連携し適切な対応ができるよう努める。 ○市の運営方針をもとに市との情報共有・確認を行ながら事業・活動を進めていく。 ○さまざまな機会・方法で地域包括支援センターの周知活動を継続する。 ○各職員が業務上の目標を設定し年間を通して取り組む。</p>
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	<p>①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)</p>	<p>随時 随時 定期 随時</p>	<p>○要支援認定者・事業対象者への自立支援に向けた適切なケアマネジメントを実施する。利用者本人が主体的に目標達成にむけ取り組めるよう継続した支援を行う。 ○市民福祉課や社協、生活支援コーディネーターと連携しながら、サロンへの協力や立ち上げの支援を行う。また健康教室やサロン、ミニセン事業等とタイアップした介護予防の啓発を行い、同時に地域の実情把握も行う。 ○自立支援型地域ケア会議に参加しマネジメント力の向上を目指す。</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	○小・中学生、企業等を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。 ○さまざまな機会に認知症関連事業の周知・PRを行う。また介護者支援として活用できる事業への参加の勧奨に努める。 ○認知症の相談には関連機関と連携しながら早期に適切な支援につなげられるように対応する。 ○認知症カフェを引き続き開催するとともに、コミセンへの出前カフェなど、地域に合った開催のしかたを検討し発展させていく。	2回+α 通年 随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年2回	○連絡調整会議を毎月開催し、地域の情報等を各関係機関と共有する。また支援が必要なケースについて検討会を行なう。必要時、地域ケア会議につなげる。 ○随時地域ケア個別会議を行い、個別の課題解決を図るとともに地域の課題の把握に努める。 ○情報交換会を開催し地域の情報の収集・共有と地域課題の把握に努める。また地域ケアネットワーク会議を実施し、多職種と協働・地域の支援体制作りにつなげていく。 ○地域ケア推進だよりを発行し、チームの周知を行うとともに地域との関わりに役立てていく。	通年 随時 随時 年2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容・時期・回数等)		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p> <p>④地域包括支援センター全体研修会の実施(いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上)</p>	随時 随時 年1回	<p>○関係機関とは常に連携し、各種相談には迅速・適切に対応する。</p> <p>○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげていく。</p> <p>○地域に出向いたりさまざまな事業等を通したりしてあらゆる機会に地域包括支援センターの周知をはかり、また情報の収集も行う。</p>	毎月 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p>	通年 毎月	<p>○社会福祉士のチームで協働しマニュアルの見直しを行い、活用支援を行う。</p> <p>○各研修会に参加したり、定例会内での事例検討や関係機関との情報交換を通して知識を身につけ、資質向上に努める。</p> <p>○関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。</p>	通年 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	随時 1回 1回 随時 通年	<p>○介護支援専門員の相談には随時対応し解決に向けて支援していく。</p> <p>○担当地域の居宅介護支援事業所と定期に連絡会を開催し連携を強化するとともに介護支援専門員の資質向上に取り組む。</p> <p>○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。</p>	毎月 随時
8.災害時要援護高齢者の+14:19把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認</p> <p>②地震、風水害などの災害時の支援</p>	随時 通年	<p>○マニュアルの整備と緊急時台帳の随時更新。</p> <p>○要援護者の把握とマップ作成、各地域の防災体制や支援体制についての情報収集。</p> <p>○災害時の要援護者の情報提供、安否確認、支援。関係機関との連携。</p>	随時 随時 随時

令和元年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターあつみ 管理者名： 本間久美子

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 隨時 年1回 年2回 年度内	○包括全体研修会やその他包括関連研修等に積極的に参加すると共に、法人の運営方針に沿った目標設定や委託業務運営活動計画を確認しながら、目標達成するため自己研鑽に努める。 ○温海庁舎市民福祉課、温海福祉センター、生活支援コーディネーターとの協力体制を強化し、相談支援体制を整え対応する。 ○地域行事や介護予防講座やサロン、会議の場を利用し、チラシなどを活用し広く周知を図る。
2. 介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p> <p>高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。</p>	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④自立支援型地域ケア会議の開催 ⑤総合事業のケアマネジメントの適正な実施(内部会議)	隨時 隨時 随时 定期 随时	○要支援認定者・事業対象者の自立支援に向けた適切なアセスメントや地域資源の活用ができるか定期的に確認する。 ○生活支援コーディネーターや関係機関と連携し通いの場づくりの自主的な継続に向けた支援も含め介護予防の啓発を図る。 ○自立支援や社会参加に必要な資源情報、また専門職種よりの助言を受けケアマネジメント支援を検討する。 ○総合事業のケアマネジメントの適正な実施へ向けて内部研修・伝達を行う。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			時期
		全市	各センター(内容、時期・回数等)		
3.認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や認知症初期集中支援チーム等による訪問相談、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症カフェや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の開催 ⑧認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおか ⑨つるおかオレンジ手帳の活用	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	○対象に応じた認知症の研修会を実施し、地域住民の認知症の理解促進を図り地域の見守り体制の整備など地域づくりに努める。 ○認知症を理解する教室や認知症カフェの周知を行い、認知症の方と介護者への支援を行う。 ○徘徊SOSネットワークや物忘れ相談医の周知と共に、連絡箋を活用した早期受診の勧奨とスムーズな相談対応を行い、適切な医療・介護等の提供につなげる。	随時
4.地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーターと連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>地域の課題を集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。</p>	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年2回	○地域ケア推進担当者や生活支援コーディネーター、地域の関係機関と連携し地域課題の把握と情報共有に努める。 ○地域ケア個別会議は多職種連携を図りながら、課題の早期解決を図り支援体制を整える。 ○把握した地域課題等を集約し、暮らしやすい地域づくりを構築するためフィードバックする。 ○医療と介護の連携研修会、多職種との意見交換会など企画会議や研修会へ積極的に参加する。	随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p> <p>④地域包括支援センター全体研修会の実施（いのち支える鶴岡市自殺対策計画、こころの健康相談対応力向上）</p>	隨時 隨時 隨時 年1回	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア推進担当者間で支援困難ケースの検討会議の開催をし対応力の向上を図る。 ○民生児童委員定例会や地域の関係組織との連携から、要援護者の情報共有や個別の支援を行う。 ○各種パンフレットやチラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて周知を行い、潜在している要援護高齢者を早期に発見し適切な支援につなげる。 ○包括全体研修会にてこころの健康相談対応力の向上を図る。
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しと活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める。</p>	通年 毎月	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの見直しを行い活用する。 ○社会福祉士による内部事例検討会にて、専門職としての資質・対応力の向上を図る。 ○介護予防講座や健康教室等事業にて成年後見制度の活用や高齢者虐待防止や消費者被害防止等について周知を行う。
7.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携とともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援</p>	隨時 1回 1回 隨時 通年	<ul style="list-style-type: none"> ○温海管内に拠点を置く福祉サービス事業所等を参考し情報交換会を実施し情報共有とサービスの質の向上、連携強化を図る。 ○温海管内の居宅介護支援事業所、小規模多機能事業所訪問を実施する。 ・介護支援専門員の相談窓口の周知・居宅介護支援事業所事例検討会の実施 ・ケアマネジメントに関する助言 ・鶴岡市福祉サービスや社会資源の紹介等 ○介護支援専門員スキルアップ研修、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上等研修会企画運営を行いケアマネジメントの質向上を支援する。
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認</p> <p>②地震、風水害などの災害時の支援</p>	隨時・ 通年	<ul style="list-style-type: none"> ○温海庁舎担当課と連携し、各地域の災害避難所の確認や自治会等の防災体制及び支援体制を把握する。 ○地域の実情に合わせて関係機関と連携し、災害時の要支援者等を把握し情報共有を図り必要な支援を行う。

